

本県において、サービス管理責任者の実務経験として認めている事業を一覧にしたものです。

サービス管理責任者の実務経験

分類記号	対象事業	事業番号	「対象事業」の定義	必要な実務経験年数
a 相 支 の 業 務 (注)	i 地域生活支援事業	1	障害者総合支援法第77条第1項及び第78条第1項	5年以上
	障害児相談支援事業	2	障害者総合支援法附則第26条による改正前の児童福祉法第6条の2第1項	
	身体障害者相談支援事業	3	障害者総合支援法附則第35条による改正前の身体障害者福祉法第4条の2第1項	
	知的障害者相談支援事業	4	障害者総合支援法附則第52条による改正前の知的障害者福祉法第4条	
	ii 児童相談所	5	児童福祉法第12条第1項	
	身体障害者更生相談所	6	身体障害者福祉法第11条第2項	
	精神障害者社会復帰施設	7	障害者総合支援法附則第46条による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項	
	知的障害者更生相談所	8	知的障害者福祉法第12条第2項	
	福祉に関する事務所 (福祉事務所)	9	社会福祉法第14条第1項	
	発達障害者支援センター	10	発達障害者支援法第14条第1項	
	iii 障害者支援施設	11	障害者総合支援法第5条第1項	
	障害児入所施設	12	児童福祉法第7条第1項	
	老人福祉施設	13	老人福祉法第5条の3	
	精神保健福祉センター	14	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項	
	救護施設	15	生活保護法第38条第2項	
	更生施設	16	生活保護法第38条第3項	
	介護老人保健施設	17	介護保険法第8条第28項	
	介護医療院	18	介護保険法第8条第29項	
	地域包括支援センター	19	介護保険法第115条の46第1項	
	iv 障害者職業センター	20	障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項	
	障害者就業・生活支援センター	21	障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第2項	
	v 特別支援学校	22	—	
	vi 病院若しくは診療所 ※1	23	健康保険法第63条第3項	
b 直 支 の 業 務 (注) ※ 2	i (再掲)障害者支援施設	(11)	障害者総合支援法第5条第1項	5年以上 (※2)
	(再掲)障害児入所施設	(12)	児童福祉法第7条第1項	
	(再掲)老人福祉施設	(13)	老人福祉法第5条の3	
	(再掲)介護老人保健施設	(17)	介護保険法第8条第28項	
	(再掲)介護医療院	(18)	介護保険法第8条第29項	
	病院又は診療所の病室であつて療養病床に係るもの	24	医療法第7条第2項第4号	
	ii 障害福祉サービス事業(注)	25	障害者総合支援法第5条第1項	
	障害児通所支援事業	26	児童福祉法第6条の2の2第1項	
	老人居宅介護等事業	27	老人福祉法第5条の2第2項	
	iii (一部再掲)病院若しくは診療所又は薬局 訪問看護事業所	28	健康保険法第63条第3項	
	29	健康保険法第89条第1項		
iv 子会社(特例子会社)	30	障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項		
助成金の支給を受けた事業所	31	障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号		
v (再掲)特別支援学校	(22)	—		
c	「※2」でない者による「b」の直接支援の業務	—	8年以上	
d	所定の資格(※3)を有するものによる「a」「b」の業務	—	3年以上 (※4)	

「相談支援の業務」とは

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

「直接支援の業務」とは

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

「障害福祉サービス事業」とは

障害者総合支援法に基づく以下のサービスのこと
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

※1 以下のいずれかの資格等を有する者に限る

- ①社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者（社会福祉主事任用資格）
- ②相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者（介護職員初任者研修修了者）
- ③※3に該当する者
- ④事業番号「1」～「22」の従事者・従業者としての期間が1年以上の者

※2 以下のいずれかの資格等を有する者に限る

- ①社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者（社会福祉主事任用資格）
- ②相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者（介護職員初任者研修修了者）
- ③保育士（国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にあっては当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士を含む）
- ④児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条各号のいずれかに該当する者
- ⑤平成18年厚生労働省令第169号による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第17条第2項各号のいずれかに該当する者

※3 以下のいずれかの資格を有する者に限る

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士

※4 ※3の資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間が3年以上ある者に限る